

大府市告示第 154 号

土地区画整理法第 39 条第2項において準用する同法第 20 条第1項の規定に基づき、大府横根平子土地区画整理組合の事業計画の変更について下記のとおり縦覧します。

令和7年 12 月 22 日

大府市長 岡 村 秀 人

記

1. 縦覧期間

令和8年1月6日から令和8年1月 19 日まで

2. 縦覧時間

午前9時 00 分から午後5時 00 分まで(水曜日は午後7時 45 分まで)

3. 縦覧場所

大府市役所都市整備部都市政策課(閉庁日は時間外受付)

4. その他

令和8年1月6日から令和8年2月2日までの期間中、当該事業計画(都市計画に定められた事項を除く。)について意見のある利害関係者は、県知事に対し意見書を提出することができます。意見書の提出窓口は、愛知県都市・交通局都市基盤部都市整備課です。